

京都大学再生医科学研究所のヒトES細胞 の樹立計画の確認について（報告）

平成14年4月
文部科学省

平成13年12月27日付で京都大学再生医科学研究所から申請のあった「ヒトES細胞株の樹立と特性解析に関する研究」について、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びヒトES細胞研究専門委員会（主査：豊島久真男 住友病院長）による審査の結果を踏まえ、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」第16条第1項に基づき、4月3日付で文部科学大臣による樹立計画の確認を行ったので、同指針同条第4項に基づき、総合科学技術会議に報告する。

1. 樹立計画について

樹立計画名：「ヒトES細胞株の樹立と特性解析に関する研究」

樹立機関名：京都大学再生医科学研究所

樹立機関長：山岡 義生 再生医科学研究所長

樹立責任者：中辻 憲夫 同研究所教授

申請年月日：平成13年12月27日（同日受付）

計画の概要：ヒトES細胞株を樹立し、その性質を解析する計画
（ヒトES細胞の樹立は我が国では初めて）

2. 樹立計画の審査等の過程

平成13年12月27日 樹立計画申請（受付）

平成14年1月9日～ 各委員による事前審査（～1月25日）

同年2月1日 申請者による説明、審査第1回目

同年2月19日 審査第2回目

同年3月8日 審査第3回目

同年3月27日 審査第4回目（審査終了）

同年4月3日 文部科学大臣による確認

（このほか、信州大学医学部及び京都大学大学院医学研究科より、海外からヒトES細胞を輸入する使用計画が申請され、審査中。）

3 . 専門委員会における審査の主たる論点

樹立に供される余剰胚の提供医療機関（京都大学医学部附属病院及び豊橋市民病院）の倫理審査委員会における樹立計画の検討の妥当性（ヒトES細胞の倫理的問題を十分に認識して検討を行ったのか等）

（ 1 ）京都大学医学部附属病院

- ・ 倫理審査委員会が開催されずに電子メールのみの議論であったことは問題ではないか。

（ 対応 ）

改めて倫理審査委員会を本年3月5日に開催し、その審議の詳細を専門委員会に提出。

（ 2 ）豊橋市民病院

- ・ 倫理審査委員会における検討内容が不十分。

（ 対応 ）

京都大学再生医科学研究所より、豊橋市民病院及び同病院の倫理審査委員会に対して、ヒトES細胞について説明をすることを条件に了承。

4 . 今後の予定

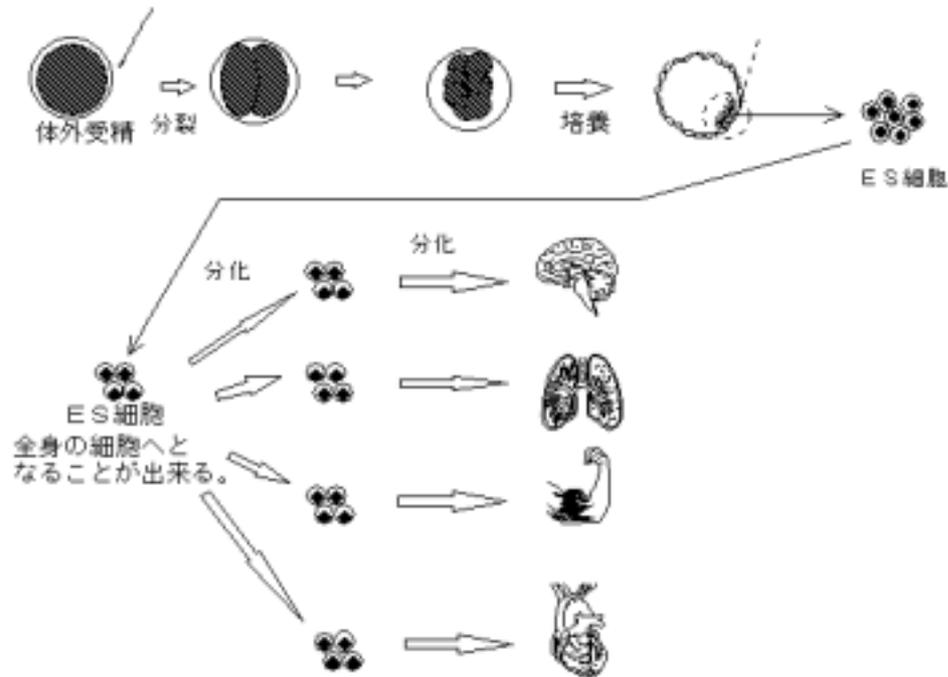
京都大学再生医科学研究所においては、樹立の準備を開始し、順調に進行すれば、約1年程度で我が国初のヒトES細胞が樹立されることとなる。

「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」について

1. ES細胞について

ES細胞とは、受精卵を壊して作られる細胞で、体のあらゆる種類の細胞に分化することができると言われている細胞のこと。

将来的な医療への応用が期待される一方、受精卵を壊さなくてはならないという倫理的問題がある。



<ヒトES細胞の樹立と応用>

ヒトES細胞が作成される（「樹立」という）場合、体外受精により作成された、受精後5～7日のヒトの受精卵から一部の細胞を取り出し、培養して作られる。作られたヒトES細胞は、様々な条件下におくことにより、神経細胞や筋肉細胞に変化（「分化」という）させることが可能と言われており日本でも動物においてその研究が進められている。

2. 指針の策定について

平成12年3月、科学技術会議生命倫理委員会が報告書を取りまとめ。

「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」（平成12年3月6日生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会）

この報告書及び意見公募に寄せられた意見を踏まえ、文部科学省が指針案を作成。

平成13年4月、総合科学技術会議に諮問し、意見を聴取。

諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」（平成13年4月19日）

平成13年8月末の同会議からの答申を受け、同年9月、指針を公表、運用開始。

「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」（平成13年文部科学省告示第155号）